

〒150-0002
東京都渋谷区渋谷9丁目
9番地9号健保ビル
事業所4
北海道 拓海 様

#000001

被保険者標準報酬決定通知書（算定）

事業所番号 4 異動年月 令和 4年 9月

1 頁

	被保険者 証番号	氏 名	生年月日	性別	従前の 標準報酬月額	平均額 (単純または修正)	決定 標準報酬月額	備 考
1	3	近畿 直樹	昭和33年 1月 3日	男	58千円	58,000円	58千円	
2	4	中国 徹	昭和37年 4月 28日	男	410千円	410,000円	410千円	
3	8	北海道 直美	昭和42年 1月 3日	女	410千円	410,000円	410千円	
4	9	東北 健一	昭和43年 10月 12日	男	380千円	380,000円	380千円	
5	10	関東 哲也	昭和34年 1月 1日	男	410千円	410,000円	410千円	
6	11	北陸 陽子	昭和35年 1月 11日	女	380千円	380,000円	380千円	
7	15	東海 浩二	昭和42年 1月 25日	男	360千円	360,000円	360千円	
8	19	東海 浩二	昭和32年 6月 1日	男	380千円	380,000円	380千円	
9	20	近畿 真由美	昭和61年 7月 14日	女	280千円	280,000円	280千円	
10	21	近畿 真由美	昭和48年 1月 9日	女	620千円	620,000円	620千円	
11	22	関東 由美子	昭和35年 6月 15日	女	620千円	620,000円	620千円	
12	23	九州 浩	昭和36年 11月 8日	男	360千円	360,000円	360千円	
13	24	近畿 直樹	昭和55年 1月 30日	男	340千円	340,000円	340千円	
14	25	北陸 剛	昭和34年 7月 11日	男	360千円	360,000円	360千円	
15	26	関東 哲也	昭和32年 12月 28日	男	360千円	360,000円	360千円	
16	27	東北 健一	昭和40年 6月 1日	男	360千円	360,000円	360千円	
17	28	近畿 真由美	昭和40年 5月 29日	女	240千円	240,000円	240千円	
18	29	健保 あああ	昭和60年 1月 1日	男	200千円	200,000円	200千円	
19	30	中国 徹	昭和50年 12月 27日	男	260千円	260,000円	260千円	
20	31	四国 健	昭和29年 1月 1日	男	1,270千円	1,270,000円	1,270千円	

この処分に不服がある時は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（関東信越厚生局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省）内に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。この通知書に基づき、被保険者に通知してください。

上記のとおり標準報酬月額が決定されましたので通知します。

令和 4年 5月 23日

テスト健康保険組合理事長

